

令和4年4月1日制定
令和5年10月27日改訂

国立大学法人奈良国立大学機構 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、職員が仕事と生活を両立し、その能力を十分に発揮できるように働きやすい環境を作るとともに、女性活躍を推進するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和10年3月31日（6年間）

2. 本機構の課題

- (1) 管理職に占める女性割合が低い。
- (2) 男女の平均勤続年数に差異がある職種がある。

3. 目標と取組内容・実施期間

目標1 女性教員比率、上位職に占める女性教員比率を向上させる。

- ・奈良教育大学においては、女性教員比率を25%に向上させる。
- ・奈良女子大学においては、女性教員比率を41%に向上、女性教員採用比率の50%維持、上位職に占める女性教員比率を35%に向上させる。

<取組内容>

令和4年度以降

- ・女性教員の採用促進に関する方策を検討する。

令和5年度以降

- ・出産・育児・介護等に関わる女性教員の研究活動及び子育て支援を継続する。
- ・教育研究活動とライフイベントの両立支援に関する取組みの充実を検討する。

目標2 男性職員の平均勤続年数に対する女性職員の平均勤続年数割合を、各職種において70%以上とする。

<取組内容>

令和4年度以降

- ・ワークライフバランスの取れた就業形態の促進
- ・健康相談や育児・介護に関わる相談体制の継続と、セミナー開催等による情報発信

令和5年度以降

- ・希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業に関する制度充実を図る。